新型コロナウィルスに関する感染症法上の位置づけ変更後の

地域活動支援センターのご利用について

＊以下の場合には、地域活動支援センターのご利用をお控えください。

（1）発症した日をゼロ日目として、発症後５日目までの場合。
⇒発症後６日目以降に利用が可能になります。

（2）発症後５日目を過ぎていたとしても、症状が軽快しない場合には、熱が下がったり、のどの痛みが引くなどしてから２４時間は利用をお控えください。

＊ご本人が濃厚接触者となった場合の利用制限はありません。利用中にはマスクを着用してください。

参考資料　厚生労働書のホームページより転載

感染症法上の位置づけ変更後の療養について（ポイント）

５月８日以降の取扱

新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

- 鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症２日前から発症後７～１０日間はウイルスを排出している**といわれています。
- 発症後３日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、５日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください。

新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和５年５月８日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。
周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。
各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。
また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

（1）外出を控えることが推奨される期間
・特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を０日目（※１）として
５日間は外出を控えること（※２）、
かつ、
・５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。**症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。
（※２）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

（2）周りの方への配慮
１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※　学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

５月８日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和５年５月８日以降は、５類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。